沖ト協発第３８号
令和３年６月４日

会員事業者　各位

（公社）沖縄県トラック協会会長
（　公　印　省　略　）

# 新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、全国の自治体において、新型コロナワクチンの接種が進められているところですが、事業用自動車の運転者が接種する際に、輸送の安全確保の観点から運転者及び事業者に留意いただきたい事項として国土交通省自動車局安全政策課長より周知依頼がございます。

会員事業者の皆様におかれましては、下記事項について、了知いただくとともに、運転者等に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

１．厚生労働省のホームページ等を参考に、ワクチン接種の副反応について正しい知識を持った上で、接種に臨むこと

・厚生労働省　新型コロナワクチン　トップページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

・厚生労働省　新型コロナワクチンＱ＆Ａ（別添は抜粋版）
https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/

２．接種後の自動車の運転が制限されるわけではないが、接種後１～２日の間は、発熱等の体調変化に注意するとともに、点呼時にも入念に体調確認を行うこと

３．接種後、運転中に体調の異変を感じた場合には、無理に運行を継続するのではなく、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底するとともに、営業所において運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を確保すること

４．その他、かかりつけ医や産業医にも相談し、健康管理に留意すること

＜お問合せ先＞
（公社）沖縄県トラック協会　適正化事業課　ＴＥＬ：098-863-0280